

## 江東区家事育児支援事業（多胎児家庭訪問支援）委託プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

本事業は、多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という）が抱える同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して、多胎児家庭訪問支援員（以下「多胎児支援員」という）が訪問による支援を行い多胎児家庭が安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

本件業務委託は、多胎児支援員が多胎児家庭に寄り添い、保護者や子どもに対して状況に応じた適切な支援を実施することが必要であり、本区の目的に合致した業務を遂行できる事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 江東区家事育児支援事業（多胎児家庭訪問支援）委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。
- (5) 委託上限額 33,144,760円(税込)

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

#### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和4年12月23日(金)～令和5年1月25日(水)
- (2) 質問受付期間  
令和4年12月23日(金)～令和5年1月16日(月)
- (3) 質問回答日  
令和5年1月18日(水)
- (4) 参加表明書の提出期限  
令和5年1月25日(水) 午後5時厳守
- (5) 企画提案書提出期限  
令和5年1月25日(水) 午後5時厳守
- (6) 第1次審査  
令和5年1月31日(火)頃
- (7) 第2次審査  
令和5年2月8日(水)
- (8) 最終選定結果通知  
令和5年2月中旬頃

#### 5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
  - ア 公募期間：令和4年12月23日(金)～令和5年1月25日(水)
  - イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
  - ア 質問受付期間：公募開始～令和5年1月16日(月) 午後5時必着
  - イ 質問方法：電子メールで下記担当部署に提出すること。  
※質問は質問書(別紙様式)に記載すること。  
※電子メール以外での質問は受け付けない。
  - ウ 回答日時：令和5年1月18日(水)
  - エ 回答方法：質問への回答は、区ホームページ(<https://www.city.koto.lg.jp/281012/tataizishien.html>)に掲示
- (3) 応募書類の提出
  - ア 提出期限：令和5年1月25日(水) 午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
  - イ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送  
※持込み先は下記担当部署まで

## 6 提出書類

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 企画提案書 正本1部 副本8部

以下の内容について、必ず記載すること。なお、提出書類の様式は、カラー、A4版、横書き、左綴じで作成してください（既存の印刷パンフレット等がある場合は構わない）。項目ごとにインデックスを付け、1セットずつファイルで綴じること。

ア 会社案内・類似業務の実績

イ 本事業の委託を受けるうえでの実施体制

① 事業スキームや事業の流れ

② 管理スタッフの配置人数

③ 1日あたりに訪問可能な訪問支援員の人数

ウ 本業務を受注するうえでの基本的な考え方

（多胎児家庭特有のニーズと支援方法について）

エ 利用者利便性向上の取り組み

オ 多胎児支援員の採用・育成

① 多胎児支援員を確保するための取り組み

② 研修体制とその内容

③ 多胎児支援員へのフォロー体制

カ 特別な支援が必要な場合の対応

（要支援・要保護の可能性を発見した場合の対応）

(3) 価格提案書（見積書） 正本1部 副本8部

(4) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の納付証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納付義務がない旨及びその理由を記載した申立書

## 7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準書」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準書」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和5年2月3日（金）までにすべての参加事業者に電子

メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。1事業者あたり35分（プレゼンテーション15分、ヒアリング20分）程度とし、参加人数は5名までとする。

区でノートPC、プロジェクター、スクリーン、マイクを用意する。なお、ノートPCは持ち込みも可能であるが、PCの設定等は事業者で行うこと。（ただし、動作不良等による責任は負いかねる。）区が用意するノートパソコンとプロジェクターを使用する場合は、USBメモリを持参すること。）

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3) (4) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、評価基準の総合点の60%に満たない場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページ

(<https://www.city.koto.lg.jp/281012/tataizishien.html>) において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。

(3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とする。

(8) 本業務の実施及び予算額については、令和 5 年第 1 回区議会定例会における令和 5 年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

(9) 申請書類の著作権は、各申請者に帰属するが、申請書類等は、江東区情報公開条例（平成 13 年 3 月江東区条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当し、同条例に基づく情報公開請求により請求者に対し開示される等、第三者に提供されることがある。

## 11 担当

江東区こども未来部こども家庭支援課こども家庭係 間宮、谷本、蛭田

電 話：03-3647-9230

メール：kosodateshien@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28（11 担当まで）